

できる。

① 条を追加すると条番号が自動的に繰り上がる。

### 第8条第9条 (被採用者の提出書類)

1 本規則第6条(採用および選考方法)の選考試験に合格した者は、会社が指定する期日までに次の書類を提出しなければならない。ただし、会社が特に必要がないと認めた場合にはその一部を省略することがある。

(1) 誓約書 秘密保持誓約書

② 修正履歴が表示されるので、他者への説明が容易。

(2) 身元保証書

(3) 住民票記載事項証明書の写し

(4) 家族調書

(5) 現住所届

(6) 通勤経路届

(7) 貸金振込依頼書(同意書)

(8) 雇用保険被保険者証、年金手帳および源泉徴収票(ただし、前職者のみ)

(9) その他会社が必要と認めた書類

2 第1項の提出書類の記載内容が速やかにその旨を所定用紙に記載される。

③ 文中にある参照条も自動的に変更される。

### 第9条第10条 (身元保証)

1 本規則 第9条第8条 (被採用者の提出書類) 第1項第(2)号の身元保証書は、日本在住の独立生計を営む成年者で、会社が適当と認める身元保証人1人以上による身元保証証明書であることを要する。

2 第1項の身元保証人の保証期間は5カ年とする。

3 身元保証人が死亡し、または保証契約を解除し、もしくは保証能力を喪失したときは、保証期間は、保証期間満了日は、新たに身元保証人を定めて身元保証書を作成する。

④ 変更箇所が右に表示されるので、チェックが容易。

4 当該従業員の任務および任用状況は、身元保証人に対して適宜報告するものとする。

### 第10条第11条 (試用期間)

1 新たに従業員として採用した者については、入社の日から3カ月間を試用期間とする。ただし、特殊の技能または経験を有する者およびアルバイトまたは契約社員から従業員に登用した場合など特に会